

キャリア権の時代

【第12回】



法政大学大学院
政策創造研究科
教授

石山 恒貴

NPO法人キャリア権推進ネットワーク
「キャリア権推進研究会」

大学で普及啓発へ

NPOキャリア権推進ネットワークでは、キャリア権の理念の普及啓発を重要な役割と定めている。中でも、学校

に対する普及啓発の優先度は高いと考えている。なぜなら、学生という職業生活の準備段階において

キャリア権の理念を理解することは、生涯にわたり自律的なキャリア

形成を進めるきつかけになると考えられるからだ。その意味では、早期から理解を進めることが望ましく、

小中高での出前授業を本来は行うべきかもしれない。しかしキャリア権の理念を分かりやすく噛み砕いて授業にして

いくためには、工夫が必要であり、将来的な小中高への展開を視野に入れつつも、まずは大学生を対象に出前授業を開発する方針を決定した。

企業での経験活用

キャリア権出前授業は、NPOメンバーの企業勤務者5

人、法理念の観点も含め体系的に説明すべきだという意見があり、それに対してキャリア権を構成する理論的なことよりも、キャリア権が大切にしている本質的な考え方を絞り込んで伝えるほうが自律的なキャリア形成を進めていただくきっかけになるのではな

ケース学習で深化へ

多くの困難を疑似体験

人と筆者の計6人で授業開発研究会を立ち上げ、2013年6月から12月にかけて開発を行った。

当初、授業の達成目的および内容については、様々な意見が出た。キャリア権の理念の普及啓発が目的である以

いか、という意見もあった。議論の末、研究会では後者の意見を基本とし、キャリア権が大切にしている考え方に絞り込んで、授業でお伝えすることにした。

研究会が大切にしている考え方をまとめたのは、連載第

2回で紹介したキャリア権の3要素である。3要素は、「個人としての相互尊重」「学習の権利と義務」「労働の権利と義務」であるが、それぞれ分りやすく表現すれば「自分で決めること」「学ぶこと」「働くこと」と言い換えることができる。

自律的にキャリア形成を進めていくには

「自分で決めること」「学ぶこと」「働くこと」を十分に意識する必要がある。しかし、実際に企業の現場でこの3要素を意識しながらキャリアを形成していく際に、様々な困難が待ち受けている。

そこで、企業勤務者が企業での現場での経験を生かし、様々な困難を受講者が疑似的に体験できる「キャリアケース」をつくり込んでいった。

■キャリア権の3要素

- 働くこと
- 学ぶこと
- 自分で決めること

キャリア権の基本は「自分で決めること」であるから、授業も座学中心とするより、「キャリアケース」について受講者にグループ討議をしていただき、どのように自分で決め、学び、働けば、困難な状況に陥っているケースの主人公が幸せになるのか考えていただくことにした。

このように、半年間の開発期間においては、「キャリアケース」のつくり込みが重点的に行われることになった。